

広島県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
四六九	県道廿日市環 状線	廿日市城内一丁目一二四 五番二地先から 廿日市市佐方字清末五三五 番四地先まで	一五・四〇 〇 〇 四六・〇 〇	二七二・五 〇	